



ひと、くらし、みらいのために
宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku>

Press Release

報道関係者 各位

令和元年 12 月 24 日

宮城労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 西村 秀樹

主任産業安全専門官 大山 晶弘

(電話) 022-299-8839

移動式クレーンによる労働災害の防止について緊急要請

ー 移動式クレーンの転倒による労働災害を受けて ー

本日、宮城労働局（局長 しろた まさひこ 代田 雅彦）は、今月 18 日（水）に移動式クレーンの転倒事故が発生し、1 人が死亡、5 人が負傷したことを受け、主要な発注機関と移動式クレーンの作業に関係する団体に対して、移動式クレーンの転倒による労働災害の防止のため、安全対策の確実な実施等を要請しました。

宮城労働局では、現在「宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」（12 月 1 日～1 月 31 日）を展開しており、個別の事業場に対する指導のほか、各種団体等を通じて、周知・啓発、具体的な安全対策の徹底を呼び掛けており、引き続き労働災害防止に強力的に取り組んでいくこととしています。

（参考）

1 文書要請先は、次のとおりです。

関係団体：一般社団法人宮城県建設業協会、宮城県建設産業団体連合会等 36 団体

発注機関：国土交通省東北地方整備局、東北農政局、宮城県等 45 機関

2 移動式クレーンに係る安全管理のポイントは、次のとおりです。

- (1) 転倒するおそれのある荷重をかけて作業を行わない。移動式クレーンにある過負荷防止装置の自動停止機能を解除しない。

(2) 作業時にはアウトリガーを最大に張り出すことを基本とし、困難な場合であっても適正な張出幅を確保する。

また、十分な広さ及び強度を有する鉄板等を敷設し、その上にアウトリガーを設置する。

(3) 事前に移動式クレーンの種類に応じた転倒防止方法を検討し、作業開始前にその検討結果を踏まえ、荷と移動式クレーンの位置関係、安全作業手順等を関係者で確認する。

(4) 元方事業者は、移動式クレーンの配置や転倒防止対策や配置に係る計画を作成し、その計画に基づき転倒防止措置を講じるよう、関係請負人及びその労働者に必要な指導を行う。

(5) 強風時（10分間の平均風速が10m/sec以上）には作業を中止するとともに、強風により移動式クレーンが転倒するおそれがあるときはジブを固定する等の措置を講ずる。

なお、風の状態を把握するため、現場に風速計や吹き流し等を設置し、常時観察する。

(6) 移動式クレーンの運転者に対し、定期かつ継続して安全衛生教育を行う等により安全作業の定着を図らせる。



宮城労働局では、「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」の周知・普及を通じて、安全意識の向上に取り組んでいます。